

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	健康推進課
委託業務名	療養生活自立支援事業
委託業務場所	滋賀県内医療機関
概要	<p>在宅で医療的ケアを必要とする小児慢性特定疾病児童が、家族等の介護者の休息等の理由により、一時的に在宅で介護等を受けることが困難になった場合に、円滑に適切な医療機関で一時的に預かることができるよう受け入れ体制を整備し、対象児と家族等の介護者が安心して地域で療養生活を送ることができるよう支援する。</p> <ul style="list-style-type: none">・利用可能日数 小児慢性特定疾病医療受給者証の有効期間内に上限 1 4 日間。 1 回あたり 7 日間まで・経費 @ 3 5, 4 6 0 円 × 7 2 日 = 2, 5 5 3, 1 2 0 円
契約期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 5 月 3 1 日まで
契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
契約金額	2, 5 5 3, 1 2 0 円
契約の相手方	[所在地] 滋賀県栗東市大橋二丁目 4 番 1 号 [名称] 社会福祉法人恩賜財団済生会滋賀県病院
契約相手方の選定理由	利便性の高い大津・湖南圏域の医療機関のうち、療養生活自立支援事業を受入れ可能な医療機関を選定する。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p>

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。